

人と環境にやさしい農業・農村振興条例

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 人と環境にやさしい農業の振興に関する施策（第9条—第17条）

第3章 人と環境にやさしい農村の振興に関する施策（第18条—第23条）

第4章 雑則（第24条・第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する基本理念を定め、県の果たすべき責務並びに市町、農業者等、食品等関連事業者及び県民の果たすべき役割を明らかにするとともに、人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、様々な農業の生産方式における相互の間の調和に配慮しつつ、環境への負荷の低減が図られる農業生産活動の促進、農産物を供給する基盤である人と環境にやさしい農村の営農環境及び生活の利便性の確保その他の人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する施策を総合的に推進し、人と環境にやさしい農業及び農村の持続的な発展を図り、もって県民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「人と環境にやさしい農業」とは、次に掲げる農業をいう。

- (1) 有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定する有機農業をいう。以下同じ。）
- (2) 環境創造型農業（堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いる生産方式により行われる農業（有機農業を除く。）をいう。以下同じ。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に資すると認められる農業

2 この条例において「人と環境にやさしい農村」とは、人と環境にやさしい農業が行われている農村その他の地域をいう。

3 この条例において「人と環境にやさしい農業及び農村」とは、人と環境にやさしい農業及び人と環境にやさしい農村をいう。

4 この条例において「食品等関連事業者」とは、農産物若しくは食品の製造、加工（調整及び選別を含む。）、流通若しくは販売又はこれらを飲食させる役務の提供を業として行う者をいう。

（基本理念）

第3条 人と環境にやさしい農業の振興は、県内の農業者等（農業者の組織する団体を含む。以下同じ。）が、長年にわたって特別の労力を要する有機農業及び環境創造型農業に取り組み、これらの農業による農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能を持つことの理解の促進に重要な役割を果たすとともに、県民が誇りと愛着を持つことので

きる地域の実現に寄与していることを踏まえ、気候の変動、生物の多様性の低下等、農業を取り巻く環境が変化する中においても、将来にわたり農業が持続的に発展し、県民に対する食料の安定供給の確保が図られるよう、農業生産活動における環境への負荷が低減され、かつ、生産性が向上されることを旨として行われなければならない。

2 人と環境にやさしい農業の振興に当たっては、化学的に合成された肥料又は農薬を施用又は使用して行われる従来の生産方式が日常生活に必要な食料の供給の確保のために獲得されたものであることを踏まえ、当該生産方式との調和に配慮しつつ、当該生産方式により農業を行う農業者等との相互理解を促進するとともに、人と環境にやさしい農業に対する農業者等、食品等関連事業者、県民その他の関係者の理解の下に、これらの者が連携することにより行われなければならない。

3 人と環境にやさしい農村の振興は、人と環境にやさしい農業の生産活動の継続的な実施及び当該生産活動が行われることにより生ずる多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第4条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の適切かつ十分な発揮による恵沢を県民が将来にわたって享受できるようにすることが重要であることを踏まえ、人口の減少及び高齢化が進展する中においても、地域において人と環境にやさしい農業を支えることができるよう、農業者を含む地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることを旨として行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、地域の実情に応じて人と環境にやさしい農業及び農村を振興するため、市町、農業者等、食品等関連事業者その他の関係者と相互に連携を図りながら、研究開発、技術の普及及び生産基盤の整備に係る人材の確保及び育成をはじめ、人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、人と環境にやさしい農業及び農村が次代の社会を担う子どもをはじめとする県民に引き継がれるよう、食生活が、森林の持つ水源の涵養機能により育まれる水や生物など自然の恩恵の上に成り立ち、かつ、農産物等（農産物を原材料として製造し、又は加工したものを含む。以下同じ。）の生産に関わる農業者等や食品等関連事業者その他の関係者の様々な活動に支えられていることについて、県民に対し、理解の増進その他必要な措置を講ずるものとする。

（市町の役割）

第5条 市町は、基本理念にのっとり、その地域の実情に応じた人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 市町は、県が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

（農業者等の役割）

第6条 農業者等は、基本理念にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村に関する理解と関心を深めるとともに、自らの農業生産活動において、環境への負荷の低減に資するための生産方式の導入、資材の調達その他の取組を行うよう努めるものとする。

2 農業者等は、県及び市町が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

(食品等関連事業者の役割)

第7条 食品等関連事業者は、基本理念にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村に関する理解と関心を深めるとともに、自らの事業活動等において、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の調達、流通の確保その他の取組を行うよう努めるものとする。

2 食品等関連事業者は、県及び市町が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第8条 県民は、基本理念にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 人と環境にやさしい農業の振興に関する施策

(技術の研究開発の促進等)

第9条 県は、人と環境にやさしい農業の生産性の向上に資するよう、試験研究に関する体制の整備、環境への負荷の低減又は農作業の効率化に資する農業技術及び情報通信技術その他の先端的な技術の研究開発の促進、高温に対する耐性を有し、又は省力化等に資する新品種の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

(技術の普及等の促進)

第10条 県は、人と環境にやさしい農業の生産性の向上に資する技術の普及及び新品種の導入が促進されるよう、当該技術の活用等に関する情報の農業者等への提供、地域の特性に応じた普及事業の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(生産基盤の整備及び保全)

第11条 県は、農業者の減少及び高齢化の進展、気候の変動、生物の多様性の低下その他の農業を取り巻く情勢が変化する中においても、人と環境にやさしい農業をはじめとする農業生産活動が継続的に行われるよう、地域の特性に応じて、環境との調和及び様々な農業の生産方式の間の調和に配慮しつつ、生産基盤の整備及び保全に係る最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、農業用排水施設の機能の維持増進その他の生産基盤の整備及び保全に必要な施策を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する農業生産活動の促進)

第12条 県は、人と環境にやさしい農業の生産活動において環境への負荷の低減が促進されるよう、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進、生物の多様性の確保、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保及び育成)

第13条 県は、人と環境にやさしい農業の経営を担うべき人材を確保し、及び育成するため、農業者の人と環境にやさしい農業に関する技術及び経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者に対する人と環境にやさしい農業に関する技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(農産物等の出荷の促進)

第14条 県は、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の出荷が促進されるよう、人と環境にやさしい農業を行う農業者の組織化の推進、農業機械の共同利用の促進、当該農産物等の生産等の状況に関する情報の収集及び提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(農産物等の流通の合理化の促進)

第15条 県は、県民が人と環境にやさしい農業により生産された農産物等を容易に入手することができるよう、農業者等、食品等関連事業者その他関係者と連携して、直売所若しくは農産物等の集荷、貯蔵、出荷等の用に供する施設の設置又は有効活用、当該農産物等の流通の合理化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(県民の選択の機会の確保)

第16条 県は、農産物等の消費に際し、県民の選択の機会の確保に資するよう、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の適切な情報の提供の推進、当該農産物等の付加価値の向上の促進、当該農産物等の生産者と県民との交流の機会の提供、食育の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(学校給食等における農産物等の利用の促進)

第17条 県は、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の消費の増進を図るため、学校給食その他の給食における当該農産物等の利用の促進、学校等における食と農に関する教育の機会の提供、当該農産物等の生産者等及び栄養教諭その他の教育関係者又は食品等関連事業者その他の当該農産物等を利用する事業者との連携の強化その他必要な施策を講ずるものとする。

第3章 人と環境にやさしい農村の振興に関する施策

(地域協働体制の構築等)

第18条 県は、人と環境にやさしい農村が、農業者を含む地域住民その他の関係者による自発的かつ自律的な意思に基づく地域の共同利益の実現のための活動によって支えられ、将来にわたって人と環境にやさしい農業の持続的な発展の基盤たる重要な役割を果たせるよう、これらの者が相互に連携と協働を図る体制の構築、地域社会の維持に資する諸条件の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の農作業支援活動への参画の機会創出等)

第19条 県は、人と環境にやさしい農村において、高齢者、障害者、農業以外の事業に従事している者等が、その有する能力又は機会に応じて農作業を支援する活動を通じて、人と環境にやさしい農業の振興を図るため、これらの者が当該活動に参画することができる機会の創出その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域運営組織の育成)

第20条 県は、人と環境にやさしい農村において、農業者を含む地域住民その他の関係者が将来にわたって農業生産活動を支えることができるよう、これらの者による農業その他の地域社会の維持に資する取組を総合的に運営する組織の育成を図るとともに、人と環境にやさしい農村の振興に寄与する人材の参画の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(多面的機能の発揮に関する活動の促進)

第21条 県は、人と環境にやさしい農村が、県民に対する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の発揮を図るための基盤たる重要な役割を果たし、将来にわたって県民がその恵沢を享受す

ることができるよう、農業者を含む地域住民その他の関係者による生産基盤の保全、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動の継続的な実施の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域の資源を活用した事業活動等の促進)

第22条 県は、人と環境にやさしい農村における農産物等、農地、水、ため池その他の地域の資源を地域が有効に活用することができるよう、農業と農業以外の産業との連携による地域の資源を活用した事業活動の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(都市との交流等)

第23条 県は、人と環境にやさしい農村が、消費地に近い特性を生かし、県民の人と環境にやさしい農業及び農村に対する理解と関心を深め、かつ、健康的でゆとりのある生活に資することができるよう、都市に住む者が余暇を利用して人と環境にやさしい農村へ滞在する機会を提供する事業活動の促進その他の人と環境にやさしい農村と都市との間の交流の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第4章 雑則

(行財政上の措置等)

第24条 県は、人と環境にやさしい農業及び農村を振興するため、行政上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第25条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。